

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第29回）議事概要

1 日時 平成30年7月5日（木）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

荒内隆浩（家），飯畑勝之（地），金井一晃（地家），佐藤健一（地家），佐藤慎也（地家），首藤晴久（家），竹中孝（家），西館康司（地），野呂文人（地），古久保正人（地家），松岡浩美（家），宮田和歌子（家），森清（地）

(2) 説明者

佐藤潔家裁事務局長，柴山昇民事首席書記官，海藤徹刑事首席書記官，藤原光浩家裁首席書記官，平塚恵首席家裁調査官，秋元学地裁事務局次長，遠藤宗樹家裁事務局次長，山田英治次席家裁調査官，齋藤如世地裁総務課長，高山行正家裁総務課長，堀川浩二簡裁庶務課長，蝦名孝一主任家裁調査官，赤平貴信主任書記官

4 議事

(1) 開会

(2) 古久保委員長挨拶

(3) 新委員の紹介（敬称略）

野呂文人，松岡浩美，首藤晴久

(4) 職務代理者指名（家庭裁判所委員会規則第6条第3項）

家庭裁判所委員会委員長の職務代理者に首藤晴久家裁委員を指名した。

(5) 協議テーマ

ア 個人債務者の裁判所における債務整理手続について

イ 少年の再非行防止に資する教育的措置について

(6) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）

ア 個人債務者の裁判所における債務整理手続について

意見交換に先立ち，個人債務者の裁判所における債務整理手続について，特定調停，個人再生及び破産の三つの手続の特徴などを説明するとともに，窓口における手続案内の実情等を説明した。

○ 弁護士に対する債務整理の相談件数については，先ほど裁判所が示したグラフのとおり平成10年代後半から20年代の初めにかけて減ってきたが，昨年くらいから増えてきたと感じる。特に破産が増えていると感じており，平成15年，16年に破産して，2度目の破産を希望する方もいる。

○ 県内の消費生活センターでは，様々な相談を受けるが，多重債務の相談も受けている。相談件数は，平成26年度は392件，昨年度は323件と，全体として緩やかな減少傾向にある。県消費生活センターに多重債務の相談があった場合，基本的には裁判所や法テラス，多重債務者協議会の当番弁護士などの専門の相談窓口を紹介している。

消費者庁では，特殊詐欺が減らない状況の中で，3年前から消費者ホットライン（188番）を設置したが，その浸透がなかなか進まず，「イヤヤン」というイメージキャラクターを発表した。青森県消費生活センターでは「テルミ（TEL ME）ちゃん」というキャラクターを使って広報している。裁判所は，特定調停など様々な債務整理の制度があるが，そういうものを必要とする方への周知，啓発について，どのような取組をしているか。

□ 裁判所の手続案内の窓口では，来庁者の方に各種の手続を説明しているところであるが，現在，県や自治体などの関係機関に対し，裁判所の紛争解決のための各種手続を説明するなどの広報行事を企画している。

◎ 先ほど2度目の破産の話が出たが，2度目の破産とは，どういうことか，

そのようなことが可能なのか説明してもらいたい。

- 破産手続において、免責不許可事由というものがあって、7年以内に免責許可の決定を受けていることがその事由の一つである。しかし、7年経てば、その他の免責不許可事由がなければ免責許可の決定をすることができることになる。
- 2度目の破産申立てとなれば、なぜ、そのようになったのか、裁判官がその事情等を慎重に審査することになる。
- 2度目の破産の依頼であっても、弁護士としては対応するが、1回目より厳しく反省させた上で、より詳しく事情を説明させるとともに、関係書類を整えてから、裁判所をお願いする。
- ◎ 個人再生手続について、御質問や御意見はあるか。そもそも個人再生手続の認知度はどうか。
- 県消費生活センターの相談員に聞いたところ、いわゆるサラ金関係で自己破産などの件数が多かった昔の話ではあるが、個人再生について、裁判所に相談に行ったらあまり親切な対応ではなかったとのことであり、個人再生の場合は、書類の作成が非常に難しいため、何かサポートがあればいいなどの印象を持ったとのことである。
- 弁護士に対する個人再生の相談は、平成10年代の後半からすごく減っている。2度目の破産は、例えば、怪我をして働けなくなって生活保護を受給しているとか、お子さんの関係でどうしても借入れをしなければならなかったなどの事情がある場合であるが、そこまでいかない場合において、破産で免責は厳しいので、個人再生でいこうか、ということがないわけではない。個人再生も破産ほどではないが、これから増えていくのかなという印象である。個人再生が多かった時代は、個人再生は住宅資金特別条項のメリットがあり、全額は払えそうにないけど、家だけは守りたいという方が、破産ではなく、個人再生を使うという類型がかなり多かったという

印象である。

- 個人再生と破産のどちらでいこうかという話があったが、制度上は、定期的かつ安定した給料等がある場合に個人再生に、それが見込めない場合に破産になると、そういう分類ではないのか。どちらか選べるのか。
- 破産のグループと個人再生のグループとは全く別グループではなく、重なる部分もある。破産でもいけるけど住宅を守りたい方とか、モラル的に借りたものは返したいので個人再生でいきたいという方もいる。個人再生でいけそうだけど、将来収入が減りそうなので、破産でいく方もいる。その境界線にいる方は、どちらでも選べる。個人再生を利用したくても全く収入がない場合には、個人再生を利用することはできない。支払いが不能か微妙な場合や免責不許可事由がある場合など、破産より個人再生が望ましいというときもある。
- 経営者が個人保証している会社が経営破綻した場合、破綻後に経営者の個人的な収入は全く期待できないため、必然的に経営者も破産となってしまうケースが多いと思う。例えば、会社を複数持っていて、A会社はだめになったが、B会社では少し収入がある場合にどうなるのか。
- どうしても破産せざるを得ないケースもあるが、限界事例もあって、代表者が会社の債務の全額を保証しておらず保証債務が小さい場合や、個人資産がある場合などもある。経営者保証に関するガイドラインが金融機関に行き渡っていることもあり、債務の額にもよるが、インセンティブ資産を保持しつつ、破産しなくても、保証債務の整理ができる例もある。
- ◎ 先ほどの裁判所の説明で、生活保護受給者の話が出たが、自治体から御意見等はあるか。
- 借金を抱えたままで生活保護を申請される方がいる。相談に来た際には、生活保護法の中では借金の返済はできないことと、破産を申し立てたい場合は法テラス等を活用するよう指導している。

- ◎ 手続案内の仕方やパンフレットの内容など、裁判所の広報活動の在り方について御意見等はあるか。
 - 税務署からの依頼で、Q & A形式で定期的に新聞掲載しているものもあるので、裁判所の制度説明などで普及が必要なものがあれば、相談いただければ協力できる部分もある。
 - 手続の内容を知りたい方は、実際に行動されている方が多いだろうと思う。分からなくていろいろ聞いて、教えてもらってと、すでに流れとしてできているのだろうと思う。どういう制度があって、どこに行けばいいか分からないという人が、どれくらいいるのか分からない。裁判所に相談に来るケースがどんどん減っているという中で、最近はやっとずつ増え始めているという話もあったが、ここまで流れができているのであれば、しっかりと根付いているのではないかという印象を個人的に持った。
 - ◎ いわゆるサラ金問題が社会問題化して報道され、それに対応して制度ができる。その後、過払金問題が社会問題化して、サラ金業者が破綻して、そういった流れが少し落ち着いてきてはいるが、落ち着いている中でも個別にはいろいろな問題は生じているので、裁判所としても、それらを丁寧に拾って、丁寧に対応していく必要がある。
- イ 少年の再非行防止に資する教育的措置について
- 意見交換に先立ち、少年事件について、事件数は全体的に減少を続けているものの、以前に非行をしたことのある少年が再び送致される率（再非行少年率）が増加しているという特徴や非行少年の質が変化している等の動向を説明の上、青森家裁が再非行防止のために取り組んでいる種々の教育的措置及び補導委託制度について説明した。
- 検察庁でも、少年の再非行防止にはいろいろと力を入れてやっている。検察庁では、取調べをする中で少年と話をし、反省させ、どこに問題があったのかをきちんと考えさせ、将来のことを考えさせたりしているが、

それらにも限界があると感じている。

- 少年事件の事件数が減っているのであれば、一件一件に時間を掛け、試験観察を増やすなどして、もっと周囲とのつながりを見ればいいのではないかな。また、少年友の会をもっと活用してはどうか。
- 身柄付き補導委託は、住み込みが原則なのか。
- 身柄付き補導委託は、住み込みが原則となる。なお、住み込みではなく、自宅等から職場に通勤して行わせる職業補導というものもある。
- ◎ 補導委託に家裁調査官はどのように関与しているのか説明してほしい。
- 補導委託先を選択するに当たっては、家裁調査官の調査結果を基に、当該少年にどのような課題があり、その課題を克服するには、どういった指導が必要なのかを見極め、これに適応した委託先を探している。

補導委託を行う際、少年を家裁調査官の試験観察に付している。補導委託において、家庭裁判所は、少年を委託先に預けっぱなしにするのではない。定期的に家裁調査官が委託先を訪れて面接をしたり、電話等で連絡を取り合ったりして経過を観察し、課題の克服状況等を見極めている。また、委託先での少年の状況を保護者に伝えることで、保護者が、少年への関わり方を再検討するきっかけにすることもある。

- ◎ 補導委託終了後、少年はどうなるのか。
- 補導委託は、試験観察という中間処分によるものなので、課題の克服状況等を見極めた後、少年には終局決定がなされる。補導委託の経過が順調であれば、保護観察や不処分等の在宅処分になることもある。その場合には、委託先での経験を基に、新たな就職先を見つけるなどして、社会復帰している。
- ◎ 補導委託がうまくいかず、委託先から逃げたりすることもあるのか。
- 残念ながら、実際には委託先から無断で出て行ってしまう少年もいる。その場合には、できるだけすぐに委託先へ戻るよう少年に働きかけたり、

保護者や関係機関と連携したりして、少年が新たな問題行動に及ばないような手立てを執っている。

- 公園の掃除や社会福祉施設で介護の補助をするなどの社会的に意義のあることをしているという実感を持たせることも重要であるが、補導委託先として、建設業の現場仕事など、もう少し職種を広げて探してみても良いのではないか。
- 先ほど、最近の非行少年には、いじめ、虐待被害、引きこもり、発達障害等の事情が目立つように感じられるとの説明があった。発達障害等の子ども達が、「育てにくい子」として、親から虐待等を受けてしまい、二次的に非行化するというのは理解できる部分もある。しかし、いじめや引きこもりの子どもが、なぜ非行に走るのか今一つ理解しにくいので説明してほしい。
- いじめ、引きこもり、とそれぞれ違いはあるが、例えば、いじめられた経験のある子どもが、自分の思いや考えを他人と共有することが苦手だと感じるようになり、感情を自分で抑え込むようになっていたときに、何かのきっかけで抑え込んでいた感情が刺激され、これを一気に爆発させて家庭内暴力に及ぶとか、衝動的に万引きに及ぶなどが散見されている。
- 身柄付きや職業補導の委託先が不足しているとのことであったが、人出不足の業界もあるのではないか。そういった情報を吸い上げる連絡会などはやっていないのか。
- 家庭裁判所としても、こういった業界であれば補導委託を引き受けてもらえるのかという地域の実情等を共有しておくことが、適切な補導委託先の開拓には必要と感じた。
- 社会福祉法人や介護保険施設、あるいは保育所などの各施設の指導監督を行っており、各法人を一箇所に集めて、いろいろ説明する場面もある。そういった場面が補導委託制度の理解が深まることに活用できるのであれ

ば，協力させていただきたい。

(7) 次回開催期日及びテーマ

平成31年2月7日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

テーマは，追ってお知らせする。

(8) 閉会